

# 施設等利用給付認定申請について

(令和9年度申請用)

## 施設等利用給付認定とは

対象となる施設・事業の利用料の無償化を受けるために必要な認定です。  
対象の方は、利用開始前に申請してください。

### 1 対象者

- ・ 幼稚園や認定こども園の預かり保育事業
- ・ 認可外保育施設（ベビーシッター含む）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ ファミリーサポート事業

を利用し、「保育を必要とする事由（p.4 参照）」のいずれかに該当する方

なお、0～2歳児クラス（満3歳児クラス）は、下表のとおり住民税非課税世帯のみが対象です。

| クラス年齢          | 世帯の条件    |                 | 認定               |
|----------------|----------|-----------------|------------------|
| 0～2歳<br>(満3歳児) | 住民税非課税世帯 |                 | 施設等利用給付<br>新3号認定 |
|                | 4～8月利用   | 令和8年度市町村民税非課税世帯 |                  |
|                | 9～3月利用   | 令和9年度市町村民税非課税世帯 |                  |
| 3～5歳           | 全ての世帯    |                 | 施設等利用給付<br>新2号認定 |

※クラス年齢とは、施設を利用する年度における4月1日時点の年齢を指します。

※便宜上、施設等利用給付認定を教育・保育給付認定と区別するために、号数に「新」をつけて表記しています。

※認可保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設・企業主導型保育所に在籍している方は、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポート事業の無償化対象外です。

## 2 認定申請手続き

### ● 提出書類

ア 施設等利用給付認定申請書 兼 現況届

イ 保育が必要な状況を証明する書類（保護者全員分）※p.4 参照

ウ 住民税の非課税証明書（原本）

※0～2歳児クラスで、保護者の住民票が江別にない場合のみ提出

| 利用時期   | 必要書類             |
|--------|------------------|
| 4～8月利用 | 令和8年度市町村民税非課税証明書 |
| 9～3月利用 | 令和9年度市町村民税非課税証明書 |

エ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

※認可外保育施設の利用のみを希望している方のみ提出

### ● 提出先

利用施設または江別市役所子ども育成課

### 注 意

#### 〈 認定開始日について 〉

支払った利用料に対する給付を受けるためには、事前の申請が必要です。申請日より前の利用分については、無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

利用開始日までに就労証明書等の提出が間に合わない場合は、先に「施設等利用給付認定申請書兼現況届」を提出してください。不足書類が提出された後、「施設等利用給付認定申請書兼現況届」の提出日に遡って認定いたします。

#### 〈 認定後の変更手続き 〉

施設等利用給付認定を受けた後に、保育を必要とする事由（就労状況等）や世帯状況が変更となった場合は、下記のとおり変更申請書類を提出してください。

ア 施設等利用給付認定変更申請（届出）書

イ 保育が必要な状況を証明する書類 ※p.4別表参照

また、退職された場合など、無償化の要件を満たさなくなった場合は「施設等利用給付認定事由消滅届兼利用終了届」を提出してください。

### 3 無償となる利用料

施設等利用給付認定を受けた場合、利用料のうち昼食・おやつなどの食材料費や日用品などを除く部分が無償となります。

また、無償化には下表のとおり月額上限があり、上限額を超えて利用した場合、超過分は保護者負担となります。

#### ● 無償化上限額

| 対象となる施設・事業                            | 0～2歳児クラス                 | 3～5歳児クラス                 |
|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 預かり保育                                 | ①490円×利用日数<br>②17,700円/月 | ①490円×利用日数<br>②12,300円/月 |
|                                       | ①または②のどちらか少ない方の額         |                          |
| 認可外保育施設<br>一時預かり<br>病児保育<br>ファミリーサポート | 45,700円/月                | 40,300円/月                |

※複数の事業（一時預かり事業、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポート事業）を利用している場合、利用した全ての事業所の利用料を合算しての上限額となります。

#### ● 無償となった場合の支払い方法

| 対象となる施設・事業                                           | 支払方法                                                                                                |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 預かり保育（市内施設）                                          | <p>《現物給付》</p> <p>利用料が月額上限に達しない間は、利用料を支払う必要はありません。無償化の上限に達した後の利用については、超過分を施設に支払う必要があります。</p>         |
| 認可外保育施設<br>一時預かり<br>病児保育<br>ファミリーサポート<br>預かり保育（市外施設） | <p>《償還払い》</p> <p>利用料を全額施設に支払いの上、3ヵ月に1度給付請求を行うことにより、支払った額のうち無償化分が市から給付されます。請求方法は、認定後詳しくご連絡いたします。</p> |

お問い合わせ先  
〒067-8674  
江別市高砂町6番地  
江別市子ども家庭部子ども育成課  
TEL：011-381-1030

## 【 別 表 】

下記の事由に応じて、必要な書類を提出してください。

| 保育を必要とする事由 |                                          | 認定の期間                                           | 提出書類                                                   |
|------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| ①          | 就労<br>(月64時間以上)                          | 在職している期間                                        | 就労証明書(市様式)※                                            |
| ②          | 妊娠・出産                                    | 出産予定日の8週前の月の初日から出産日の8週後の月の末日まで(8週後が月末日の場合は翌月末日) | 母子手帳の写し<br>(表紙と分娩予定日の記載があるページ)                         |
| ③          | 疾病や障がい                                   | 療養に要する期間                                        | 診断書(市様式)※・障害者手帳の写し・療育手帳の写し、判定書の写し                      |
| ④          | 親族の介護や看護<br>(月64時間以上)                    | 介護・看護に要する期間                                     | 介護看護申立書(市様式)<br>対象者の診断書※・障害者手帳の写し・介護保険被保険者証の写し・療育手帳の写し |
| ⑤          | 震災、風水害、火災等の災害復旧<br>(月64時間以上)             | 復旧に要する期間<br>(1年以内)                              | 罹災証明書※<br>申立書                                          |
| ⑥          | 求職活動<br>(起業の準備を含む)                       | 認定日の90日後の月の末日まで                                 | 求職活動状況調査票<br>(市様式)※                                    |
| ⑦          | 就学等(就労を前提とした職業訓練校・各種学校への通学)<br>(月64時間以上) | 卒業予定日の月の末日まで                                    | 在学証明書※<br>時間割等                                         |
| ⑧          | 児童虐待やDVの恐れがある場合                          | 必要事由がある期間                                       | ご相談ください。                                               |
| ⑨          | 育児休業<br>(休業前から預かり保育を利用している場合の継続利用に限る。)   | 育児休業終了日の月の末日まで                                  | 育児休業を証明する書類(就労証明書(市様式)※または育児休業証明書(市様式)※)               |

※3ヵ月以内に発行したもの

保育の必要性に変更があった場合は、必ず認定変更の手続きをしてください。